

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）

杉 並 区 議 会

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 懲罰特別委員会の構成について ..... | 3   |
| 定例会の日程について .....     | 1 1 |

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

|               |              |     |      |           |                 |      |  |  |
|---------------|--------------|-----|------|-----------|-----------------|------|--|--|
| 日 時           | 令和7年3月12日（水） |     |      |           | 午前8時58分～午前9時27分 |      |  |  |
| 場 所           | 第2委員会室       |     |      |           |                 |      |  |  |
| 出席理事<br>（7名）  | 理 事          | 脇 坂 | たつや  | 理 事       | 矢 口             | やすゆき |  |  |
|               | 理 事          | 山 田 | 耕 平  | 理 事       | ひわき             | 岳    |  |  |
|               | 理 事          | 川原口 | 宏 之  | 理 事       | 安 斉             | あきら  |  |  |
|               | 理 事          | 松 本 | みつひろ |           |                 |      |  |  |
| 欠 席 理 事       | （なし）         |     |      |           |                 |      |  |  |
| 理事以外の<br>出席議員 | 議 長          | 井 口 | かづ子  | 副 議 長     | おおつき            | 城 一  |  |  |
| 出席理事者         | （なし）         |     |      |           |                 |      |  |  |
| 事務局職員         | 事 務 局 長      | 森   | 雅 之  | 事 務 局 次 長 | 村 野             | 貴 弘  |  |  |
|               | 庶 務 係 長      | 田 口 | 昌 実  | 議 会 法 務 長 | 武 士             | 清 亮  |  |  |
|               | 議 事 係 長      | 蓑 輪 | 悦 男  | 担 当 書 記   | 森               | 菜穂子  |  |  |



(午前 8時58分 開会)

**脇坂理事** これより議会運営委員会を開会いたします。

本日も、この後10時から予算特別委員会が予定されていますので、9時45分をめぐり協議を終了したいと思います。御協力をお願いいたします。

《懲罰特別委員会の構成について》

**脇坂理事** それでは、昨日に引き続き、懲罰特別委員会の構成についてです。

発議者の扱い及び委員定数について議論をしており、本日の理事会までに委員の定数について非交渉会派の意見を事務局に聞いてもらうこと、今後訴訟になったときのことを考え、委員構成についての判例を事務局に探してもらうこと、懲罰動議を受け取った議長の意見をまとめていただくことの3点をお願いしていました。

まずは事務局から報告をお願いします。

**事務局次長** 資料はございません。昨日の議運理事会での協議経過を非交渉会派に説明した上で、特別委員会の人数構成等について意見を伺いましたので、御報告させていただきます。

委員定数についてですが、特別委員会の構成に準じて12人がよいのではないか、その場合は非交渉会派の人数は4人がよいという意見でまとまっていました。また、発議者の扱いについて、議員48人のうち21人が発議者となっているので、懲罰特別委員会の委員についてもそれに近い割合とするのが望ましいという意見がありました。

議運理事会の説明の中で昨日お示しした今後の参考日程についても説明しましたが、本会議の日程は資料に記載したタイミングしかないだろうという意見でした。いずれにしても、早く結論を出してほしいという話がありました。

なお、正副委員長については、公平性の観点から発議者ではないほうがよいという意見がありましたが、委員会が設置された後に互選で決めるため、そこまで今考えるのはおかしいのではないかという意見もありました。

非交渉会派の意見に関する報告は以上でございます。

続いて、懲罰特別委員会の構成等について、裁判で争われた例があるかどうかについて調べましたので、御説明させていただきます。

区で契約している第一法規株式会社の法情報総合データベースで検索したところ、懲罰委員会の構成が争われた判例、裁判例は見当たりませんでした。手続が違法であるとして懲罰が取り消された例としましては、懲罰が特別委員会に付託して審査されなければならない旨の会議規則の規定があるにもかかわらず、委員会に付託せずに行った除名

処分について、前提手続を欠くとして取り消されたものがございました。

以上の説明も参考にしていただき、特別委員会の構成について引き続き御協議いただければと存じます。

なお、資料1として会派別人数構成を配付していますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** まずは、ここまでの事務局の説明について、何かございますか。

**安斉理事** ちょっと1点だけ。48人で発議者が21人、それに近い割合でという話って、ちょっと私はあまり理解できなかった。もう1回御説明してもらっていいですか。

**事務局次長** 基本的に半数ぐらいがいいというふうな趣旨、発議者が半数ぐらいになるの  
がいいと。ちょっと半分ではないですけども、半数ぐらいがいいというふうな意見で  
ございます。

**脇坂理事** ほかに何かございますか。

それでは次に、懲罰特別委員会に関する議長の私案について発言をいただきたいと思  
います。

**井口（か）議長** 私の考えを求められましたので申し上げますが、懲罰動議が提出された  
以上、議長である私としましては速やかに会議に付すことが責務ですので、委員会構成  
については早急に御協議をまとめていただきたいと思っております。

本件につきましては、議長として本会議場で2度にわたり本人に御注意もさせていた  
だきました。また、理事会の前後にも、副議長にお願いして交渉会派の幹事長とも会見  
していただき、その報告を聞き、課題の整理に努めてまいりました。そうした中、昨日  
の理事会で議長に意見を聞きたいという御発言がありましたので、これまでの理事会で  
の議論とか事務局からの報告などを伺った上で、私の意見をお伝えしたいと思います。

まず、発議者の取扱いについての議論であります。発議者が委員になる場合は、委  
員定数の過半数を超えない人数として、正副委員長にならないようにするとよいと私は  
考えます。その上で、定数についての考えですが、今ある特別委員会の定数に倣って御  
協議いただくのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

**脇坂理事** 御意見ありがとうございました。1日しかたっていない中で早急にお考えをし  
っかりまとめ上げていただいたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ただいまの件について、御意見、御質問等ございますか。

**松本（み）理事** 確認なんですけれども、特別委員会として、5月に設置された4特別委

員会と、先月設置された予算特別委員会と、今5種類、5つの特別委員会がありますけれども、今議長がおっしゃったのは、その12人で構成されている4つの特別委員会にそろえてという趣旨でよろしかったですか。

**井口（か）議長** そうです。

**矢口理事** 議長のほうで取りまとめていただき、まずはありがとうございました。発議者に関しては、過半数を超えず、正副は外したほうがいいんじゃないのかということと、特別委員会にそろえたほうがいいということで、今、松本理事から12人がいいんじゃないのかというふうな話で伺いました。

できれば、今回理事会のほうで、田中議員が本会議場でどんとたたいたというところで議長が注意をしたというところで、私どもの会派、そして無都さんのほうの会派のほうも終わっているというふうな、そこで終わっているんじゃないのかみたいなところは思っていたんですが、その後懲罰動議が出されたというところで、この間、もうちょっと議長のほうには早めに対応していただけるとよかったなというところは意見として申し添えておきます。

それと、昨日の安斉理事とのいろいろなやり取りを聞いておりますと、場合によっては訴訟に発展するリスクがあるというところで、可能性がある。そのときには、訴訟があった場合は、補償などが関わる問題に関しては団体としての区、つまり区長を相手取った訴訟になると。それが関わらないものに関しては議長に対する訴訟というところで、まずはその認識は間違いないかどうか、もう1回確認をさせてください。

**議会法務担当係長** 訴訟の相手方の被告になる対象ということなんですが、厳密に言いますと、基本的には杉並区の団体が被告になります。訴訟のパターンとして、懲罰の取消しを求める訴訟、こちらは行政訴訟になるんですが、そちらの場合も被告は杉並区で、代表者が議長になります。その他、損害賠償を求める、慰謝料ですとか名誉毀損に係るものを求める場合につきましては、こちらでも被告としては杉並区で、こちらの代表者は杉並区長になるという考えです。基本的に懲罰の取消しを求めるのが代表者、議長になるのが特別で、その他の代表者は区長になる。どちらにしても、被告としては杉並区が被告となるというふうなつくりになっております。

**矢口理事** 分かりました。

ということは、もし仮に訴訟に発展した場合は、杉並区が被告であり、その代表者は議長であるということになるということですよ、今回のケースで言えば。

**議会法務担当係長** 原告の方がどういうふうに訴えられるか、何を求めて訴えられるかにもよるんですが、懲罰の取消しを訴えた場合は被告杉並区、代表者議長、懲罰によって

受けた心理的な損害ですとかそういうものを訴える場合は、こちらで被告は杉並区で代表者が杉並区長というふうになります。

**安斉理事** 議長の方からお考えが示されたということで、それを尊重した上で発言をしていきたいというふうに思いますけれども。

まず、議長がおっしゃっていたのは、現行のこの資料1でよろしいですかね、これを準用しながら12名ということですかね、決めていくというような私は理解をさせていたしました。それで、先ほどの議論でもあったのが発議者のそれに近い割合、半分という話があったりとか、正副が外れる、発議者が委員の過半数を超えないとか、正副がそこには当たらないとか、そういったような話があったと思うんですけれども、仮にこの資料1の配られた資料でいくと、4特別委員会あるんですけれども、このパターンでいくとどこに当てはまるということになるんですか。ちょっと私、すぐ計算とかできなかったんで、ちょっと教えていただけるとありがたいんですが。

**事務局次長** 少数の御意見を尊重しますと、災対が4、あとDXが4ですので、こちらのどちらかというのと、今のなるべく人数がということだと、DX・議会改革が一つの参考になるのではないかなというふうに考えております。

**安斉理事** その前提でいくと、発議者は正副に加わらないような話みたいなのが優先されるようなイメージを私は受けているんですけれども、必ずしもそうじゃなきゃいけないというわけではないとは思いますが、仮に発議者を優先しないと、正副に充てないということになると、正副はどこの会派がやる話になるんですか。今分かる消去法でいくと。

**事務局次長** 要するに、発議者に入っていないところの、例えば公明さんとか、非交渉会派の方とか、無都のところとか、自民さんとか、そういうところかなというふうに考えております。

**安斉理事** いや、そういうところかなじゃなくて、これはもう明らかに分かる話だから明確にちょっと答えてもらいたいんです。少数会派は結果としてどなたが出るか分からないので、ここは確定はできないですよ、こういう書き方されていると。ただ、交渉会派で分かるところというのは明確にお答えをちょっといただきたいんですけれども。

**事務局次長** 交渉会議で分かるところは、自民と公明と無都さんでございます。

**安斉理事** そうすると、非交渉会派のほうはどういう選び方をするか分からないですけれども、いろんな可能性がありますので。そうすると、今分かっているのは非交渉会派のほうで仮に全て発議者ということになると今言った3会派だし、そうじゃないとすると非交渉会派も含めて正副を選ぶような話になってくるという理解でいいんですかね。

**事務局次長** 最終的な委員長、副委員長は互選になりますので、それによって決定するよ

うな形になろうかなと思っています。

**安斉理事** 分かりました。

**脇坂理事** ほかに何かございますでしょうか。

今回、安斉理事のほうから最初に御提案があった際に、訴訟リスクを避けなければいけないと。特に、訴訟がなされた場合は、事案のケースによりますけれども議長に対してということになってくるわけで、そういったことも含めて私案を出していただいたところで、改めてちょっと議長に確認をしておきたいんですけれども、この発議者に関しましては過半数を超えない、正副委員長には特別委員会の中で就任をしない、また、特別委員会の人数に関しては12人だということの説明を受けましたけれども、そういうお考えに至った理由というか根拠みたいなところを簡単にお話しただいて、議事録のほうにも分かるように残しておいていただくと今後のリスクヘッジにもなるかなと思いますので、御意見いただきたいと思います。

**井口（か）議長** この間の理事会での議論を伺いまして、発議者が委員になれないという規定はないようなので、公平性の観点から考えまして、過半数を取らなければ委員となってもいいと考えたもので、定数については、先ほど言いましたが既存の委員会を参考に決めるという考え方があると聞きましたので、特別委員会を参考にするのがいいのではないかと私的に思ったわけです。

以上です。

**脇坂理事** 分かりました。では、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** そういたしましたら、今回改めて議長から私案が示されたということですがけれども、今後こういった形で協議をまとめていくのかということについて、改めて御意見をいただきたいと思います。

**安斉理事** いろいろ課題があって、うちの会派も人数のところがまとまらなかったとか、あと法的な話はどうなんですかと、いろいろ御説明というか課題提起をさせていただいて、一定の返答が返ってきたと、最終的に議長のほうでいろいろまとめていただいておりますので理解をいたしました。

ただ、今日初めて示されたので、私がそうですかという話で全て決めるわけにはいきませんので、人が人を裁く、懲罰動議はそういう性質のものですから、会派に持ち帰らせていただいて、うちも構成メンバーが私以外に3名いますので、きちんと説明して異論がない形で懲罰委員会の、お聞きしていると杉並区初なんですかね、という話ですから、しっかりと会派のコンセンサスを取りたいので、持ち帰りにさせていただければと思い

ます。

**松本（み）理事** お持ち帰りいただくにも、選択肢の形まで絞った状態でお持ち帰りいただくと議論がスムーズだろうと思いますので、残りの30分余りの時間の中で議論を詰めていくということを目指していききたいなと思っています。

ここまでの議論を総合すると、非交渉会派の方に4人入っていただいて12人という構成になってくると、先ほど事務局からもありましたけれども、災対かDXのいずれかの人数構成にしていくと。これをどう決めていくのかというのはなかなか、今私も考えていたんですが難しいなというところは率直に思っているところがあります。

これはどちらにするかというところの議論をこの後していければいいのかなと思うんですけれども、1つあるのは、発議者が正副委員長としての互選の対象にならないというような議論がここまで、議長の私案も含めてあったかなと思っておりますので、発議者、3交渉会派は、その委員の人たちは全員発議者だという状況がありますから、2人を取る会派が全員発議者というところは避けたほうが、正副委員長の互選の幅が広がるということと言えるだろうということを考えたときには、DXなんですね。共産党さんがお二人出されるのか、公明党さんがお二人出されるのかというこの2択というところで言えば、公明党さんがお二人出されるほうが正副委員長の互選に向けては適切な、より選択肢が多い中から選んでいけるのかなということが見てとれますので、DXを念頭に置いていくというのは一つの考え方かなということを感じているところです。

以上、意見とさせていただきます。

**脇坂理事** 御意見ありがとうございます。すみません、恐縮なんですけれども、現段階でまだ12人の特別委員会で行くということまでが確定をしていない状況でございますので、確かに今言った意見というのは一理あるというふうには感じてはいますけれども、少しちょっとその先の議論という形で御理解いただきたいと思います。

**山田理事** 最初に、冒頭、非交渉会派の方の御意見があったんですけれども、この意見というのは非交渉会派としてはまとまったものとして出されている意見なんですか、それとも結構ばらばらだったのか、その点確認したいと思います。

**事務局次長** 基本的にはまとまった意見でございます。

**山田理事** 分かりました。

非交渉会派の方々にも発議者の方もいるので、交渉会派での枠組みを決めたとしても、非交渉会派の方々の、どのような形で構成が決まるかによって発議者のバランスって変わってきてしまうと思うんですね。その点については、では交渉会派の状況も見極めた上で配慮いただける可能性があるという感じですかね。その点確認したいと思います。

**事務局次長** 交渉会派がどういう割り振りになるか分かりませんが、非交渉会派の意見の中では、4人であれば半々という意見もございました。

**脇坂理事** すみません、半々ということをもう一度お願いします。

**事務局次長** 2人、2人でいったらどうかという意見があっただけで、非交渉会派としてまとまって、4人の場合、2人、2人、そういうふうに分けて出すということまで決まったわけではありません。

**安斉理事** それは発議者が2人、発議者でない方が2人という理解でいいんですか。そうすると、交渉会派のほうの人数組みがどうなるかによって、またそのバランスも変わってくるという話なのかなと今受け止めたんですけれども、この問題はどういうふうに整理していくのかなという。今日はいいいんですかね、進めなくていいのか、それともある程度進めるのか、どうなんですかね。持ち帰りにするにしても、先ほど松本さんがちょっと先のステップの話をおっしゃったんですけども、今の議論を聞いていると、そういうこともある程度明確にしていかないと、また何か無駄な会議といったらちょっと言葉が適切じゃないかもしれないですけども、時間を浪費することになってしまうので、今日どこまで決めて持ち帰ればいいのか、これはどうなんですか。

**脇坂理事** では、もう一度仕切り直しをさせていただきたいと思います。矢口理事の御意見も改めて確認できたらと思いますけれども、基本的には議長が出していただいた私案をベースに、もう時間も限られてきていますので、明日の朝の理事会でもって確定をさせると。一応持ち帰りはしていただきますけれども、今のこの段階では皆さんこの議論をベースに進めていくんだという前提でもって、会派の議員とお話をしていただきたいと思います。それが結論ということではないですけども、そういう形でまずお話をしただく中で、12人でなると仮定したときに、次の議論で、先ほどの松本理事がお話しされたような議論が生きてくると思いますので、少しちょっと、今私たちのいるところを1段上に上げる形で議論をしたいと思いますので、それを踏まえてお話、御意見をお聞きしたいと思います。

**安斉理事** そうすると、先ほど松本理事が言ったような1か2の選択肢的なほうに近づいてくるのかなという中で、それを持ち帰って会派のほうで結論を導いて、明日また御議論をみんなですていくということによろしいんですかね。

**脇坂理事** 事務局に確認ですけども、この割当表につきましても、その12人で埋め込むことになったとして、いつまでにそれなりのベースというものができ上がるということを経理的には望ましいと考えているのか。

**事務局次長** この後日程も説明しますけれども、今週14日までに決まっていると助かると

ころでございます。

**脇坂理事** ということでございますので、やはり明日の理事会の部分が肝になってくると  
いうふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

**山田理事** 日程は分かったんですけれども、非交渉会派の方への説明と個名の確認みたいな  
ものはいつ、最短で決まったとしてどうなるという話ですか。

**事務局次長** こちらが決まり次第、またちょっと非交渉会派の方にはお集まりいただいて、  
そこで個名を決めていただくような形を想定しています。

**安斉理事** 山田理事も今御懸念なされた話で、今の答弁を聞くと、そうすると明日の理事  
会以降で、この日程案でいくと14日までということなので、その間に少数会派の方の話  
をやるしかないという、そういうことですよね。

**事務局次長** 個名は月曜日まででも大丈夫というふうに。

**脇坂理事** ほかにございますか。

もう1点私から確認をしたいんですけれども、12人で特別委員会になったとして、う  
ち発議者の人数というのは何人ということを想定するでしょうか。恐らく、これが決ま  
らないとまた決まってこない部分になってくると思いますので。

**事務局次長** 6名以下になろうかなと思っています。

**脇坂理事** 6名以下ですか。先ほどの議長の考えも示された中で考えると、私の中では多  
くて5、少なくて4、4か5の線が妥当かなというふうに感じていたところなんですけ  
れども。そこら辺もある程度は理事会としても合意ができたらいいいのかなというふう  
には思っていますけれども。

重ねて御意見あればお願いいたします。

**山田理事** ちょっと先走るような話なんですけれども、互選で委員長を決めるというふう  
になったときに、その発議者を除くとなると、6、6だとどうしても発議者が1人増え  
た状態で委員長が採決に加わらないということになると、やはり5以下。半数ぐらいい  
いたほうがいいという話であるので、4、5ぐらいいが現実的なところなのかなというふ  
うに思いますし、この理事会でいろいろ話し合っただけで決まったことについては、そうい  
ったことも含めて、ぜひ非交渉会派の方にお伝えいただいたほうがいいかなというふう  
に思います。

以上です。

**松本（み）理事** 48人中21人が発議者という状況で、12人の委員会ということで割り戻  
すと5.25という計算になりますから、四捨五入しても5に着地するのが妥当だろうと思  
いますし、実際に個名を入れ込んでいくタイミングでも、今、山田理事がお話しされたと

おり5とか4とかというところになるだろうなと思いますので、5が念頭にある数字として見ていくべきかなというふうに考えます。

**脇坂理事** ではこの点も、とはいいいましても、今回いろいろと発議者の数ですとか、そういったことをいろいろと数字として割り込んでいったときに表にしてまとめていった際に、きれいに収まる可能性がどうなるか分からないところがありますので、5確定というよりもバッファーを持たせておくということは大事だというふうに思っておりますので。とはいっても、先ほどの議長発言のところも含めて、最低限4は確保した上で、4から5という中で話を進められたらいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、ここまでは一旦よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### 《定例会の日程について》

**脇坂理事** では、次に定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料2を御覧ください。懲罰動議に関わる日程を追加する案を作成しました。追加日程は網かけ部分でございます。

3月14日午前9時30分から議会運営委員会を開催、これは区長から追加議案の提出が予定されているものですが、懲罰特別委員会の設置や構成、懲罰動議の上程等の日程の最終決定もこの日に行うことを想定しています。また、3月18日午後3時30分から本会議を開催し、懲罰動議の上程、懲罰特別委員会の設置及び委員の選定、委員会付託、本会議終了後、懲罰特別委員会を開催し、正副委員長互選等を実施。以上を想定して作成した日程案でございます。この案を参考に、日程について御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

**安斉理事** これは9時半にした理由って何なんですかね。もうちょっと早くてもいいんじゃないですか。

**脇坂理事** 私から申し上げますけれども、議会運営委員会理事会を9時から行うことを予定していた上での9時30分の議運ということでございます。

**安斉理事** 分かりました。

**脇坂理事** ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、この件につきましてはこちらの日程案という形で、今後開催予定の議会運営委員会に諮ることといたします。

それでは改めまして、本日の議題は以上でございますけれども、本日持ち帰りとなった事項につきましては、明日の午前9時から理事会を開催し協議したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** 改めて、スケジュールがタイトになってまいります。非交渉会派の方にもいろいろ調整をしていただくことが出てくると思いますので、事務局におかれましては早めにお伝えをしていただけたらと思います。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前 9時27分 閉会)